

令和7年度南稜中学校「ラーニングの日」の取得にあたっての留意点

令和7年6月30日改訂

1 令和7年度 「ラーニングの日」を取得することができない日

- ・入学式 【1年】4月9日（水）
- ・全国学力学習状況調査【3年】4月17日（木）
- ・野外教育活動【1年】4月22日（火）、23日（水）
- ・1学期終業式【全学年】7月18日（金）
- ・修学旅行【3年】9月9日（火）～11日（木）
- ・2学期終業式【全学年】12月23日（火）
- ・卒業式 【3年】3月6日（金）
- ・修了式 【全学年】3月24日（火）

※取得される際は、年間行事計画を確認して、計画的に取得してください。

現時点での令和7年度年間行事計画は南稜中ホームページからご覧ください。

2 届け出方法について

- ・「ラーニングの日」は事前に学校に届け出る必要があります。
- ・保護者とお子様とで、ラーニングカードを参考に、あらかじめ計画を立てたうえで申請してください。ラーニングカードは、提出の必要はありません。
- ・学校から配付された申請書に必要事項を記入して担任に提出してください。申請書は学校ホームページからもダウンロードできます。

【南稜中学校での届け出方法】

- ①申請書を提出される前にまず保護者の方が「デンタツくん」で担任に「ラーニングの日」を希望する旨をお知らせください。
- ② お子さまを通じて記入した申請書を担任に提出してください。
- ③申請を受理した際には、申請書に印を押して返却します。必ずご確認ください。

3 給食について (R7.6.30改訂)

- ・「ラーニングの日」取得の前月15日までに申請書をいただいた場合は、給食を停止することができます。ただし、4月は「ラーニングの日」取得の10授業日前（平日で数えて10日前）に申請書の提出をお願いします。学年末は会計処理の関係で給食を停止できない場合があります。

4 その他

- ・令和7年度のラーニングの日は3日取得することができます。
- ・「保護者用リーフレット」や『「ラーニングの日」の取得にあたっての留意点』の内容が変更となる場合は改めてお知らせします。よろしくお願いします。

この件についての問い合わせ先

豊橋市立南稜中学校

教頭 富安 義夫

電話 0532-25-1318

「ラーケーションの日」申請書 南稜中学校 R7.6.30改訂

※ラーケーションの日は年に3日取得することができます。3日目を取得するまでこの申請用紙を使用します。切り取らずに提出をお願いします。申請の仕方については南稜中HPに掲載しています。

年 組 番 氏名

保護者 氏名

以下のように「ラーケーションの日」の取得を申請します。

○1日目申請日 令和 年 月 日

1日目 取得したい日	令和 年 月 日 曜日
給食 (○をつける)	カットする・カットしない ※給食カットは取得日の前月15日までの申請となります。 4月は取得日の <u>10</u> 授業日前までの申請となります。
【学校押印欄】 1日目ラーケーションの日の取得を受理しました。 令和 年 月 日 豊橋市立南稜中学校 印	

○2日目申請日 令和 年 月 日

2日目 取得したい日	令和 年 月 日 曜日
給食 (○をつける)	カットする・カットしない ※給食カットは取得日の前月15日までの申請となります。 4月は取得日の <u>10</u> 授業日前までの申請となります。
【学校押印欄】 2日目ラーケーションの日の取得を受理しました。 令和 年 月 日 豊橋市立南稜中学校 印	

○3日目申請日 令和 年 月 日

3日目 取得したい日	令和 年 月 日 曜日
給食 (○をつける)	カットする・カットしない ※給食カットは取得日の前月15日までの申請となります。 4月は取得日の <u>10</u> 授業日前までの申請となります。
【学校押印欄】 3日目ラーケーションの日の取得を受理しました。 令和 年 月 日 豊橋市立南稜中学校 印	

ラーニングカード

■「ラーニングの日」とは

- 愛知県内の公立学校（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）に通う子どもが、保護者等とともに、校外（家庭や地域）で、体験や探究の学び・活動を、自ら考え、企画し、実行することができる日です。
- ※ 「ラーニング」は、「ラーニング（learning）【学び】」と「バケーション（vacation）【休暇】」を組み合わせた造語です。

■取得する前に、以下について確認しよう

確認できたら、□にチェックを入れましょう

- 上記の「ラーニングの日」の意義について理解しました。
- 学校から指定された届け出方法で期限までに届け出ます。
- 給食の取り扱いについて確認をしました。
- 「ラーニングの日」の取得により、学校で受けられない授業の内容は、家庭で自習します。
- 「ラーニングの日」を取るのは、（ ）日目です。

※ 令和5年度は2学期から導入のため、「ラーニングの日」を取得できるのは年に2日までです。

■どのような「ラーニングの日」にするか、考えよう

- ・学ぶ日：
- ・学ぶ場所：
- ・学ぶこと：

このカードは計画を立てる際にご活用ください。

各学校の「ラーニングの日」の申請方法等は裏面をご確認ください。

